

答 申 書

令和8年2月

別府市国民健康保険運営協議会

令和8年2月4日

別府市長 長野 恭 紘 様

別府市国民健康保険運営協議会

会 長 藤 内 修 二



別府市国民健康保険税率等の改正について（答申）

令和8年1月26日付け別保年第1590号で本協議会に諮問のありました保険税率及び保険税の賦課限度額について、審議を行った結果、別紙のとおり答申します。

記

1. 答申

令和8年度別府市国民健康保険税率及び保険税の賦課限度額を次のとおりとすることが妥当と判断する。

(1) 子ども・子育て支援納付金分の税率、税額について

- ・所得割額の税率を0.35%に定める。
- ・均等割額を1,100円に定める。
- ・18歳以上均等割額を100円に定める。
- ・平等割額を800円に定める。

(2) 医療給付費分の税率、税額について

- ・所得割額の税率を9.30%から8.95%に改める。
- ・均等割額を25,200円から24,000円に改める。
- ・平等割額を20,000円から19,200円に改める。

(3) 国民健康保険税賦課限度額について

- ・医療給付費分の賦課限度額を66万円から67万円に改める。
- ・子ども・子育て支援納付金分については、所要の措置を講じる。